

## 神戸市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法、関連法令、こども誰でも通園制度の実施に関する手引き、神戸市家庭的保育事業及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例、神戸市特定教育・保育施設、神戸市特定地域型保育事業及び神戸市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例に定めるもののほか、神戸市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に関し、必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる定義は、以下に定めるところによる。

- （1） 利用料 神戸市特定地域型保育事業及び神戸市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）に基づき、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価として、良質な特定乳児等通園支援事業を提供するために必要な取組を行う場合に、当該取組の内容等に応じて必要な額のことをいう。
- （2） 実施施設 神戸市家庭的保育事業及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第20号）に定める乳児等通園支援事業の認可を受けた施設をいう。

### （利用料）

第3条 前条で定める利用料について、実施施設は児童1人1時間当たり300円を徴収する。

2 第1項に定める利用料について、次に定める対象者については、その全部または一部を減額する。

- ア 生活保護法による保護世帯
- イ 市町村民税所得割額合計が7万7,101円未満の世帯
- ウ その他、本市が特に支援が必要と認めた世帯

3 減額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、定める額とする。

- （1） 前項アに定める対象者 児童1人1時間当たり300円
- （2） 前項イまたは前項ウに定める対象者 児童1人1時間当たり200円

### （キャンセルポリシー）

第4条 キャンセル時の利用可能時間の消費や利用料（キャンセル料）等の取扱いについては別途、神戸市こども誰でも通園制度キャンセルポリシーに定めるところに

よる。

(細則)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども家庭局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(事前行為)

この要綱の施行に際し、施行日において円滑に神戸市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を行うために必要な事務については、施行日前であっても行うことができる。